

名古屋市緑区マスコットキャラクター「みどりっち」使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市緑区マスコットキャラクター「みどりっち」(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において用いられる用語の定義は次のとおりとする。

(1) キャラクター

マスコットキャラクター「みどりっち」の基本デザインと、別に定めるその展開デザインをいう。

(2) 商品

販売を目的として製造した製品及びそれに準ずるものをいう。

(3) 景品

商品等の販売促進を目的とした製品及びそれに準ずるものをいう。

(4) 広告等

商品や事業等の情報を世間に広く宣伝するものをいう。

(商品の製造及び販売を目的とした使用承認の申請)

第3条 商品の製造及び販売を目的としてキャラクターを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、名古屋市緑区マスコットキャラクター「みどりっち」使用承認申請書(第1号様式)、商品デザインシート(第2号様式)及び使用者の事業の概要がわかる書類を緑区長(以下「管理者」という。)に提出し、その承認を受けること。使用承認申請の内容に変更が生じた場合は、改めて、第1号様式及び第2号様式を提出し、承認を受けなければならない。

2 前項による使用期間は申請年度の3月31日までの期間とする。なお、翌年度の4月1日以降も継続して使用を希望する場合は、改めて、第1号様式及び第2号様式を提出し、承認を受けなければならない。

(使用承認基準)

第4条 管理者は、前条に規定する使用承認申請書を受理した場合は、その内容を審査する。その結果、当該使用が緑区のPRなど緑区政の推進に寄与するものと認め、使用を承認する場合は、承認番号を付して、名古屋市緑区マスコットキャラクター「みどりっち」使用承認通知書(第3号様式)を交付するものとする。なお、管理者は使用承認にあたり必要な条件を付することができる。

2 キャラクターの使用が次の各号の一に該当する場合は、管理者はこれを承認しないこととし、名古屋市緑区マスコットキャラクター使用不承認通知書(第4号様式)を交付するものとする。

(1) 緑区のPRなど緑区政の推進に寄与するという趣旨に反する恐れがある場合

- (2) 緑区若しくは名古屋市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになる恐れがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れのある場合
- (4) 特定の個人又は団体等の売名に利用される恐れのある場合
- (5) 不当な利益を得るために利用される恐れのある場合
- (6) 名古屋市の事業又は名古屋市の認めた関連事業を推進する上で、支障となる恐れがある場合
- (7) キャラクターを正しい使用方法に従って使用しない恐れがある場合
- (8) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
- (9) 使用者が、名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する場合又は同条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する場合
- (10) その他、承認することが不相当と認められる場合

（使用承認後の手続き）

第 5 条 使用者は、商品の発売前に、商品の完成品を管理者に提出しなければならない。ただし、物品の性質上の理由などにより、完成品を提出することが困難な場合は、協議の上、イメージデータの提出等に替えることができる。

（使用上の遵守事項）

第 6 条 使用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、管理者の指示するデザインガイドラインに従うこと。
- (2) マスコットのイメージ、信用性等を損なうことのないよう適正に使用するとともに安全性、品質についても十分な配慮をすること。
- (3) JAS 法、景品表示法又は食品衛生法その他各種法令を遵守すること。
- (4) キャラクターの使用に際し、その表情、様態等の一部であっても、変更して使用することはできない。但し、管理者が適当と認めた場合は、この限りでない。
- (5) 使用者は、管理者との間に別に名古屋市緑区マスコットキャラクター「みどりっち」使用許諾契約書を締結し、これを遵守すること。
- (6) 当該使用に係る物件の使用にあたり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。なお、当該使用に係る物件を原因とする事故に対しては、名古屋市は一切の責任を負わない。

（使用承認の取消）

第 7 条 管理者はキャラクターの使用が使用承認基準及び承認内容に違反していると認められる場合は、使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

2 管理者は、前項の規定により承認を取り消された者に対し、当該承認に係る物件の使用停止及び回収を求める等、適切な措置をとることができる。

- 3 管理者は、承認を得ずにキャラクターを使用している者又は使用しようとしている者に対して、その物件の使用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。
- 4 取消し等に伴う使用物件の回収費等は使用者の負担とする。

(使用料等)

第8条 使用承認を受けた者に対するキャラクターの使用料は無料とする。

(損失補償等の責任)

第9条 名古屋市は、キャラクターの使用にかかる損害賠償及び損失補償等一切の責任を負わない。

(景品・広告等を目的とした使用の申込)

第10条 景品・広告等の用途でキャラクターを使用する場合は、名古屋市緑区マスコットキャラクター「みどりっち」使用申込書(第5号様式)を管理者に提出するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、図形を変更することなく、平面で使用する場合は、この限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 学校等が教育の目的で使用する場合
- (3) 緑区内の各種地域団体や町内会・自治会等が使用する場合
- (4) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (5) 報道関係機関以外の機関紙や地域広報紙などで、管理者がその使用目的を前号に準ずるものと認めた場合
- (6) 第3条に基づき、管理者から承認を受けた商品について、当該商品に関連した広告・宣伝に使用する場合
- (7) その他、管理者が適当と認めた場合

2 前項においてキャラクターを使用する場合は、第4条及び第6条から前条の規定を準用する。

(その他)

第11条 この規程に定めるものの他、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

(附則)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和元年5月1日から施行する。